

共 済 NEWS

公告広報
No.228

公 告

令和8年三職共公告第5号

定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

令和8年三職共公告第6号

令和8年度事業計画及び予算について

令和8年度事業計画及び予算をホームページ (<https://www.m-kyosai.jp/>) に掲載のとおり作成したのでこれを公告する。

令和8年4月1日
三重県市町村職員共済組合
理事長 辻村修一

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市河芸町浜田808
発行人	坂口裕司
電話	(059)-253-2701

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年 12 月 1 日公告第 1 号）の一部を次のように変更する。

（傍線の部分は変更部分）

変 更 後								変 更 前							
<p>（福祉事業）</p> <p>第 39 条 組合は、次に掲げる福祉事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>[削る]</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>（掛金及び負担金の額）</p> <p>第 40 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>								<p>（福祉事業）</p> <p>第 39 条 組合は、次に掲げる福祉事業を行なう。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(1の2) 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>（掛金及び負担金の額）</p> <p>第 40 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>							
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			福祉事業	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			福祉事業	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			福祉事業	福祉事業	
	短期給付				短期給付					短期給付					
	短期分	介護分	子ども・子育て支援分		短期分	介護分	子ども・子育て支援分			短期分	介護分	子ども・子育て支援分			
一般組合員									一般組合員						
短期組合員	<u>1,000</u> 分の				<u>1,000</u> 分の				短期組合員	<u>1,000</u> 分の					
市町村長組合員	48.5	1,000 分の	1,000 分の		48.5	1,000 分の	1,000 分の		市町村長組合員	49.5	1,000 分の	1,000 分の			
特定消防組合員		7.8	1.15		7.8	1.15			特定消防組合員		8.07	8.07			
船員一般組合員	<u>1,000</u> 分の			1,000 分の	<u>1,000</u> 分の			1,000 分の	船員一般組合員	<u>1,000</u> 分の		1,000 分の	1,000 分の		
船員短期組合員	46.76			1.5	50.24			1.5	船員短期組合員	47.89		51.11	1.5		
長期組合員									長期組合員						
後期高齢者等短期組合員	<u>1,000</u> 分の	-	-		<u>1,000</u> 分の	-	-		後期高齢者等短期組合員	<u>1,000</u> 分の	-	-			
市町村長長期組合員	2.32				2.32				市町村長長期組合員	2.52					
2 (略)								2 (略)							

変 更 後	変 更 前
<p>(任意継続掛金の額)</p> <p>第 40 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 第 1 項の規定による標準報酬の月額に <u>1,000 分の 97</u> を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に <u>1,000 分の 15.6</u> を乗じて得た額とし、子ども・子育て支援納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に <u>1,000 分の 2.3</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(経理単位)</p> <p>第 41 条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、退職等年金預託金管理経理、業務経理、保健経理、貯金経理、貸付経理及び物資経理とする。</p> <p>(資金の繰入れ)</p> <p>第 42 条 <u>令和 8 年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号)第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>2,085 円</u>とする。</p>	<p>(任意継続掛金の額)</p> <p>第 40 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 第 1 項の規定による標準報酬の月額に <u>1,000 分の 99</u> を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規定する標準報酬の月額に <u>1,000 分の 16.14</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(経理単位)</p> <p>第 41 条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、退職等年金預託金管理経理、業務経理、保健経理、<u>宿泊経理</u>、貯金経理、貸付経理及び物資経理とする。</p> <p>(資金の繰入れ)</p> <p>第 42 条 <u>令和 7 年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号)第 7 条第 1 項の規定により定款で定める金額は、<u>1,800 円</u>とする。</p>

附 則 (令和 8 年 4 月 1 日公告第 5 号)

- 1 この変更は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 40 条第 1 項及び第 40 条の 2 の規定は、令和 8 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。